

# 令和6年度 第8回西宮市農業委員会総会議事録

1. 日時： 令和6年11月20日（水） 午後2時30分から午後2時40分まで

2. 場所： 西宮市役所 本庁舎4階 A442会議室

3. 出席者：

【委員】（13名）

（会長）	1番	松本	俊治
（委員）	2番	前田	豊
	3番	松本	強
	4番	中松	良友
	5番	高田	敏治
	6番	古塚	雅章
	8番	亥野	祐一
	9番	芝辻	直和
	10番	奥村	幸弘
	11番	大前	有三
	12番	光岡	大介
	13番	松本	彌生
	14番	庄治	郁夫

【事務局】

（事務局長）守屋 貴幸 （主査）松谷 卓人 （主査）辻 のどか  
（産業文化総括室長）三村 嘉伸

4. 欠席者：1名

5. 傍聴者：2名

6. 議事案件：

- 【議案第15号】 生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る農業の主たる従事者  
証明書交付の件 〈審議結果：承認〉
- 【報告第28号】 農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件
- 【報告第29号】 農地法第3条の3の規定に基づく届出受理の件
- 【報告第30号】 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

## 7. 議事内容

午後2時30分 開始

- 議長 ご出席の皆様、本日は御苦勞様でございます。  
定刻になりましたので、ただいまから、農業委員会総会を開会します。  
本日の出席委員は13名です。定足の過半数に達していますので、本日の農業委員会総会は、成立しています。  
本日は、傍聴希望者がいますので、傍聴を許可してよろしいでしょうか。
- 委員 (異議なし)
- 議長 異議なしとのことですので、傍聴を許可します。  
(傍聴人 入室)  
それでは、議事録署名委員について、私から指名させていただくことにして御異議ありませんか。
- 委員 (異議なし)
- 議長 異議なしとのことですので、8番 亥野委員 と9番 芝辻委員を議事録署名委員に指名します。  
それでは、これより議案の審議に入ります。  
議案第15号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書交付の件」を上程します。  
事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案第15号について説明いたします。  
**【議案書朗読】**  
生産緑地として指定されております本申請地の、農業の主たる従事者が、故障により農業に従事することができなくなったため、市長に対して生産緑地の買取り申出をするにあたり、生産緑地法第10条の規定に基づき、農業委員会に対し、当該生産緑地に係る農業の主たる従事者に該当することについての証明書の交付申請がなされたものです。  
以上で、議案の説明を終わります
- 議長 事務局の説明は終わりました。  
次に、地元委員の説明となりますが、本日、木下委員が欠席のため、木下委員からの意見を事務局に代読してもらいます。  
では、事務局、お願いします。
- 事務局 議案第15号について説明いたします。  
申請農地については、配布の地図のとおりです。  
この農地は、耕作地として適正に管理されています。  
以上で、説明を終わります。
- 議長 説明は終わりました。  
本件に対して、御質問、御意見はありませんか。
- 委員 (質問、意見なし)
- 議長 なければ、議案第15号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書交付の件」につきましては、交付することとして御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないようですので、議案第15号につきましては、交付することとします。  
これより報告案件に入ります。  
まず、報告第28号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」を報告  
します。事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第28号について説明いたします。  
【議案書朗読】  
これらの農地は、すべて市街化区域内にあります。番号1、3については既に農地転用され  
ており、長年経過しているため、原状復旧は不可能な状態であると判断しました。また、既  
に農地課税ではないことも確認しましたので、顛末書を提出いただいたうえで、事務局長専  
決により、届出を受理しました。そのほかの農地は、添付書類も含め法定要件を完備して  
おりましたので、事務局長専決により、届出を受理しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。  
本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。  
続きまして、報告第29号「農地法第3条の3の規定に基づく届出受理の件」を報告し  
ます。事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第29号について説明いたします。  
【議案書朗読】  
当該届出は、法定記載事項がもれなく記載されていることを確認し、事務局長専決により届  
出を受理しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。  
続きまして、報告第30号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」を  
報告します。事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第30号について説明いたします。  
【議案書朗読】  
現地調査の結果、すべて農地として耕作されていることを確認し、会長専決により  
証明書を交付しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。

以上で、本日予定しておりました報告案件はすべて終了しました。  
これをもちまして、本日の農業委員会定例総会を閉会します。

午後2時40分 終了

上記議事録を正当と認め、署名する。

(議長)

---

(委員)

---

(委員)

---